

第7期横浜市子ども・子育て会議 第8回保育・教育部会  
第35期横浜市児童福祉審議会 第7回保育部会

日時：令和8年3月2日（月）18:00～  
場所：市役所18階 なみき2～5会議室

## 議事次第

### 1 開会

### 2 議事

報告＜公開案件＞

#### 【児童福祉審議会】

- (1) 横浜市児童福祉審議会の体制の変更について

議事＜非公開案件＞

#### 【子ども・子育て会議】

- (2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の利用定員について
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可及び建設費等補助金交付先法人の審査について
- (4) 法人の自主財源による整備に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

議事＜非公開案件＞

#### 【児童福祉審議会】

- (5) 横浜保育室の移行に伴う小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (6) 民間保育所等老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について

### 3 その他

### 4 閉会

〔配付資料〕

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿  
資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿  
資料3 横浜市児童福祉審議会の体制の変更について

**第 7 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会**  
**第 35 期横浜市児童福祉審議会 保育部会**  
**委員名簿**

【敬称略 50 音順】

## ＜第 7 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	一般社団法人ラシク 0 4 5	稲田 遼太	臨時委員
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斉田 裕史	臨時委員
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
8	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	高杉 陽子	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 教授	○山瀬 範子	臨時委員

## ＜第 35 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	
2	一般社団法人ラシク 0 4 5	稲田 遼太	
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斉田 裕史	
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	臨時委員
8	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	高杉 陽子	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 教授	山瀬 範子	

◎：部会長      ○：職務代理者

第7期横浜市子ども・子育て会議 第8回保育・教育部会  
第35期横浜市児童福祉審議会 第7回保育部会

## 事務局名簿

## こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	渡辺 将
	保育対策等担当部長	飯田 学
課長	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	こども施設整備課長	野澤 裕美
係長	保育・教育支援課 事業調整係長	矢原 亜紀
	こども施設整備課 整備等担当係長	梅澤 真也
	こども施設整備課 整備等担当係長	尾熊 英夫
	こども施設整備課 整備等担当係長	渡部 鮎子

CITY OF YOKOHAMA

資料 3

# 児童福祉審議会の組織体制の変更 について

こども青少年局保育・教育支援課

2026年3月2日

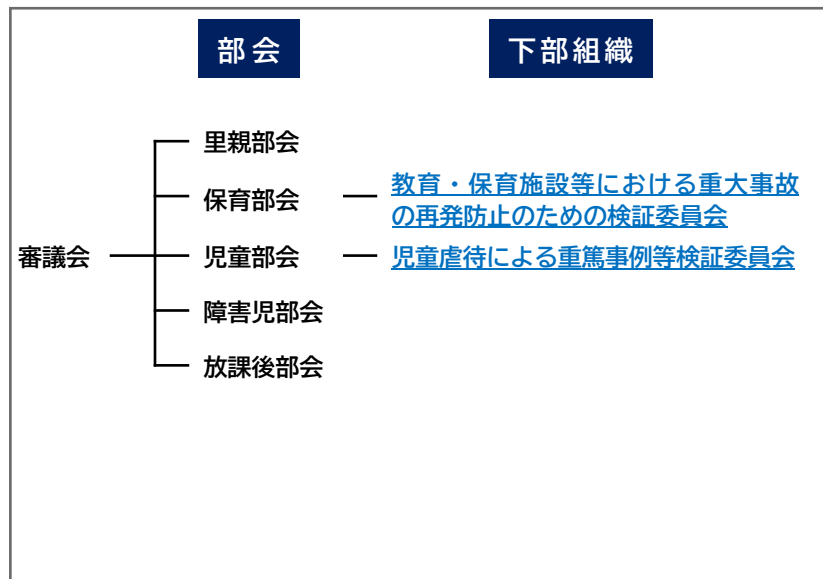
## 【資料3】 児童福祉審議会の組織体制の変更について

児童福祉審議会（以下、「審議会」という。）について、子ども・子育て支援法、児童福祉法の改正等に伴い、組織体制を次のとおり変更します。

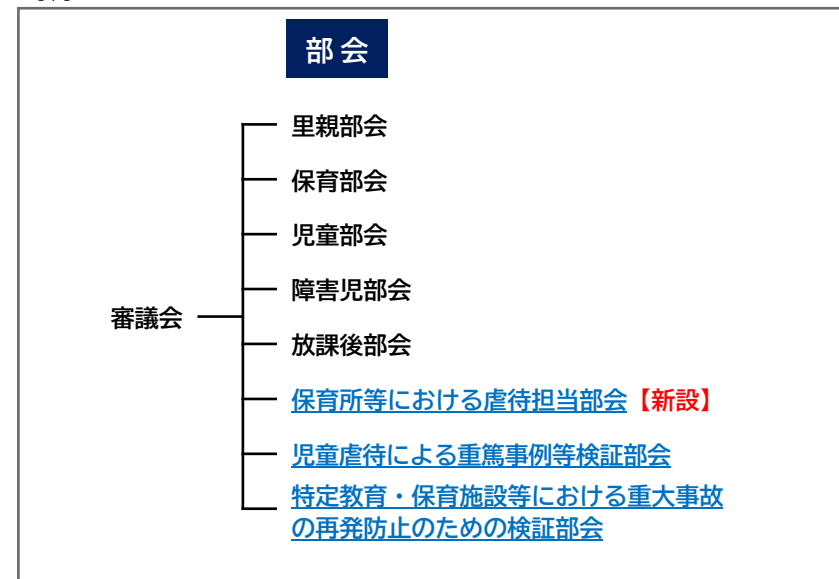
## 【資料3】 児童福祉審議会の組織体制の変更について

「保育所等における虐待担当部会」を設置し、審議会部会の下部組織である「児童虐待による重篤事例等検証委員会」及び「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会」を、それぞれ部会として位置付けます。

旧



新



## 【資料3】 児童福祉審議会の組織体制の変更について

### 変更理由

#### ①保育所等における虐待担当部会及び児童虐待による重篤事例等検証部会について

- ・ 児童福祉法等の一部改正に伴い、保育所や放課後児童健全育成事業等の職員による虐待について通報が義務化されました。併せて、虐待通報を受けた自治体は、自治体が行った措置の内容について審議会へ報告することとされ、また都道府県による虐待の状況等の公表に関する規定も新たに設けられました。
- ・ これを受け、審議会に本件を所掌する新たな部会である「保育所等における虐待担当部会」を設置します。あわせて、「児童虐待による重篤事例等検証委員会」についても部会として位置付け、下部組織を整理します。
- ・ なお、被措置児童等の虐待については、引き続き児童部会へ報告します。

## 【資料3】 児童福祉審議会の組織体制の変更について

### 変更理由

#### ②特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証部会について

- ・ 教育・保育施設等（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業）における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行うとされており、本市では、保育部会の下部組織に検証委員会を設置していました。
- ・ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、産後ケア事業等が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、保育部会の所掌外施設・事業が対象として追加されることから、体制を変更し、審議会部会として位置付けます。